

令和4年度 ライフサイエンススタートアップ・エコシステム^{※1}構築推進事業 仕様書

事業名称：ライフサイエンススタートアップ・エコシステム構築推進事業

委託期間：契約締結日から令和5（2023）年3月31日

1 事業の趣旨・目的

大阪府では、健康・医療関連産業の「リーディング産業化」をめざし、ライフサイエンス分野におけるスタートアップ・ベンチャーの起業及び成長を促進するため、創薬を中心に拠点形成を図る「彩都」、健康・医療の拠点形成を進める「健都」、再生医療など未来医療の産業化を推進する「中之島」の3拠点をはじめ、大阪府域の産学官が連携したエコシステムの構築を推進するためのアクションプランを作成する。

※1 ライフサイエンススタートアップ・エコシステム

ライフサイエンスに関わるスタートアップ、リーディングカンパニー（業界を牽引する大企業等）、投資家、起業家、大学・研究機関、金融機関、公的機関等が結びつき、その交流や存在が、これからそうした領域に挑戦しようとする人材・企業・投資をさらに呼び込み、イノベーションが加速する好循環の仕組みをさす。

2 委託業務の内容

本事業では、彩都・健都・中之島（未来医療国際拠点）のラボ等（インキュベーション・シェアラボ）運営事業者（以下、「各拠点ラボ等運営事業者」という。）の取組みの現状や課題を整理した上で、大阪府のライフサイエンス分野におけるスタートアップ・エコシステムの構築に向けたアクションプランを策定する。具体的には、下記（1）～（3）の業務を実施する。

なお、業務内容については、事業遂行に必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と企画提案等を調整した上で確定する。

（1）アクションプラン策定に向けた事前調査及び調整

各拠点ラボ等運営事業者の現状や課題を調査し、当該事業者が進める事業の展望や取組みの方向性を整理すること。具体的には、各拠点に存在するラボや今後開業予定のラボ運営における拠点間連携に向けた取組みの可能性や課題等を調査すること。

また、アクションプランの策定に向け、各拠点ラボ等運営事業者をはじめ、大阪府域に点在する産学官が相互に強みを連携させることで得られるアドバンテージを府と協議するとともに、将来的なエコシステム構築を見据え、関連する産学官と緊密に連絡・調整を行うこと。

[調査項目の例]

- ・各ラボの強み、他のラボと差別化を図っていること
- ・ラボを含むインキュベーションの入居率維持や入居者確保のための具体策

【提案を求める事項】

- ・各拠点ラボ等運営事業者が進める事業の展望や取組みの方向性を把握するための具体的な調査項目及び調査手法（実地調査・ヒアリング・資料分析 等）
- ・前述の調査項目が、各拠点ラボ等運営事業者の事業展望等を把握する上で効果的であることを示す理由
- ・現時点で想定されるアクションプラン策定に向けた関連する産学官との連携方法

(2) アクションプランの策定

(1) の調査に基づき、共通の課題認識を洗い出すとともに、3 拠点の強みも生かした相乗効果を発揮する仕掛け（相互協力による協定書の締結や、関連産学官の交流プラットフォームの提供など）を検討すること。検討の際は、各拠点独自の強みを生かしながら、有機的に繋がるものとなるよう留意すること。

さらに、令和3年度ライフサイエンススタートアップ・エコシステム検討事業の報告書の内容を踏まえつつ、各拠点ラボ等運営事業者や関連する産学官が連携したエコシステムを実現するためのアクションプラン（産学官が主体的に取り組む具体的な行動計画）の素案を作成すること。

素案の作成にあたっては、大阪府が掲げる健康・医療関連産業のリーディング産業化に沿った計画とするとともに、大阪府がイメージしている府におけるライフサイエンス・スタートアップエコシステム構築推進のロードマップ^{※2}を踏まえた計画になるよう、留意すること。

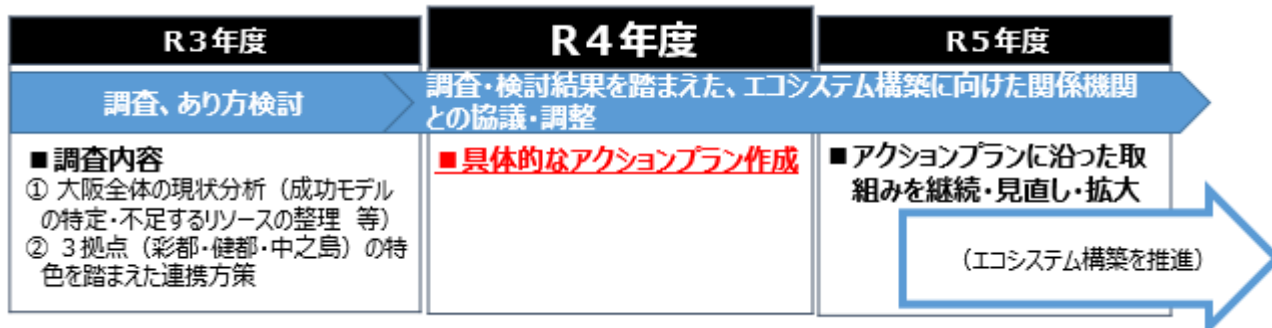
[健康・医療関連産業のリーディング産業化に向けた取組みの方向性]

「大阪の再生・成長に向けた新戦略」（抄）

- 令和6（2024）年春に開業予定の未来医療国際拠点を含めた府内3 拠点の連携を推進するとともに、京阪神連携などより広域な連携を強化し、さらなるイノベーションの創出を図っていく。
- 万博も契機に、海外企業とのビジネスマッチングや海外クラスターとの関係を深化させ、海外から人材と投資を呼び込むグローバルバイオコミュニティの形成を推進する。

- ・アクションプランの項目作成時期：令和4（2022）年9月
- ・アクションプランの素案（具体的な取組み内容）作成時期：令和4（2022）年11月

※2 「府におけるライフサイエンス・スタートアップエコシステム構築推進のロードマップイメージ



【提案を求める事項】

アクションプラン策定に向け、現時点で想定される課題・論点をもとに、以下について提案すること。

- ・各拠点ラボ等運営事業者など必要と考えられる関連産学官とその役割
- ・関連産学官が連携することで想定される相乗効果を、スタートアップの支援策に活用していくための仕掛け（相互協力による協定書の締結や、関連産学官の交流プラットフォームの提供など）

(3) 各拠点ラボ等運営事業者等のネットワークの形成及び事務局運営

(2) の策定にあたっては、各拠点ラボ等運営事業者や関連する産学官が、共通の課題認識を共有し、協議を行うネットワークを形成すること。そして、それらの参画・協力を仰ぐこと。また、ネットワークの事務局機能を担い、会議資料の作成や各拠点運営事業者等の意見を取りまとめるなど、大阪府と連携し、円滑な運営につとめること。

〔事務局運営の具体例〕

- ・議題の設定、会議資料作成、会議会場の手配、参加者への連絡・出欠確認、開催案内など
- ・議題に応じたゲストスピーカーの招聘
- ・会議の進行
- ・議事概要の作成
- ・議論に必要となる調査の実施

(参考：事務局運営における大阪府と受託事業者の役割分担) ●担当 △必要に応じ担当

項目		大阪府	事業者
準備	会議の開催の決定（議題の設定）・主催		●
	会議資料作成		●
	会議会場の手配（府の会議室等を使用する場合は、府が手配）	△	●
	参加者への連絡・出欠確認		●
	議題に応じたゲストスピーカーの招聘		●
開催	会議の進行		●
開催後	議事概要の作成		●
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理）		●

【提案を求める事項】

- ・ネットワークの運営手法

(4) その他

(1) ～ (3) 以外に本事業を効果的・効率的に実施するための取組みがあれば提案すること。

3 事業実施体制等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプラ

イアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

【提案を求める事項】

- ・ 事業実施体制
- ・ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）
- ・ アクションプランについて、契約締結時期（7月初旬を想定）から令和5（2023）年3月末までの想定スケジュール

4 委託金額の上限

5,629,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

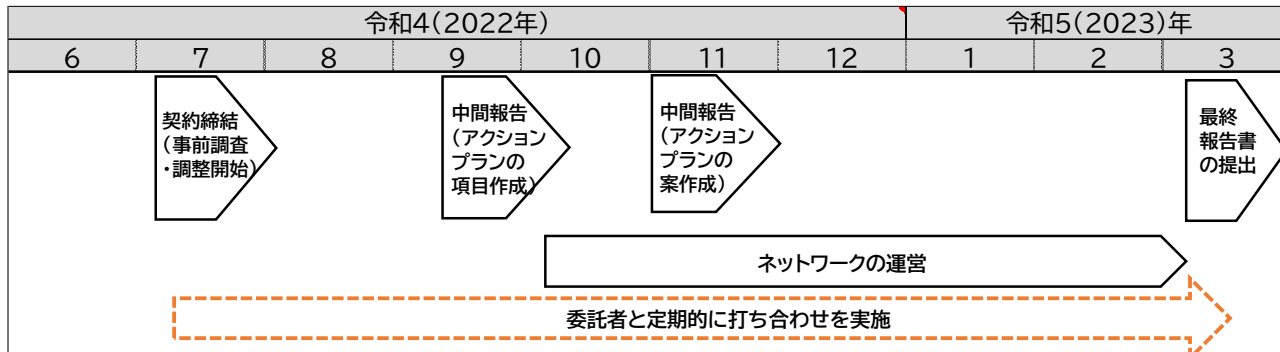
※契約締結後、事業開始

※契約後は定期的に打ち合わせを実施

令和4（2022）年9・11月末 中間報告

（9月：アクションプランの項目、11月：アクションプランの素案）

令和5（2023）年3月末 最終報告書の提出



6 業務に関する報告

受託事業者は、契約締結後、業務実施計画を提出し、適宜、委託事業の実施状況を書面または口頭により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

7 委託事業の一般原則等

(1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

(2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

8 その他

- (1) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (4) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (5) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式またはパワーポイント形式及びPDF 形式、CD-ROM 等 2 枚）も提出すること。
なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。